

任意団体 能登復興建築人会議 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、能登復興建築人会議 と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を石川県金沢市小金町3-31に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 令和6年能登半島地震での石川県被災地を対象とし、県内の建築設計関係者を中心にプラットフォームを形成し、国内外の建築関係者の知見も集約しながら、復興に向けての建築や街並みへの提案、技術的支援及び助言を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 応急仮設住宅計画についての支援アドバイスを行うこと。
- (2) 復興公営住宅計画についての支援アドバイスを行うこと。
- (3) 被災建築修復計画についての支援アドバイスを行うこと。
- (4) 公共建築修復計画についての支援アドバイスを行うこと。
- (5) 復興まちづくり計画についての支援アドバイスを行うこと。
- (6) 建築文化財の文化的な価値判断について支援アドバイスを行うこと。
- (7) 上記項目について、石川県との包括協定の締結の実施。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
専務	1名	事務局長	1名

(役員を選出)

第6条 会長は、役員会において選出する。

2 会長は、役員の間選とする。

(会長・副会長の任期)

第7条 会長、副会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された会長、副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長・副会長は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 専務は組織全体の運営と管理を監督する。

4 事務局は連絡調整や財務管理およびその他の事務手続きを担当する。

5 アドバイザーは専門知識の提供や問題解決および意思決定の支援を担う。

第4章 役員会

(構成)

第9条 役員会は、会長、副会長、専務、事務局長をもって構成する。

(権能)

第10条 役員会は、下記の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 役員を選任又は解任

(4) 事業報告

(5) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 1 1 条 役員会は、定例役員会として、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時役員会として開催することができる。

(招 集)

第 1 2 条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、会長に対し、役員会の目的である事項および召集の理由を示して、役員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 1 3 条 会長は、役員会の開催 7 日前までに、各役員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録を以て通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、役員会を開催することができる。

(議 長)

第 1 4 条 役員会の議長は、会長が行う。

(決 議)

第 1 5 条 役員会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行われなければならない。

(議 事 録)

第 1 6 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員出席者とその人数。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第 5 章 会計予算

(事業計画及び予算)

第 1 7 条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事務局が作成し会長、副会長の同意を得て、役員会の議決を得なければならない。

(経 費 等)

第 1 8 条 本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 1 9 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 6 章 雑則

(細 則)

第 2 0 条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

1 本会則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

(署名省略) 水野一郎 浦淳 小津誠一 小林正澄 竹内申一 中村賢一 石村聖一郎 荒木恭子